

### 随意契約（相手方指定）調書

件名	プラスチック中間処理業務委託	5200002
工（納）期	令和6年3月31日	
契約締結日	令和5年4月1日	
契約金額	推定総額 7,693,686円（消費税込み）	

契約相手方	大谷清運株式会社 (法人番号：3011801000770)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考	単価契約	

## 業者選定理由書

件名	プラスチック中間処理業務委託
指名業者 (案)	名称 大谷清運株式会社 所在地 東京都葛飾区水元一丁目3番13号 代表者 代表取締役 二木 玲子
指名理由	<p>本件は、収集したプラスチックの選別から圧縮、梱包、保管、再商品化事業者への引渡までの、一連の中間処理業務について委託するものである。</p> <p>主管課からは、部の機種・業者選定委員会の了承を得て、上記業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、 本件は年間を通じた日々の処理業務の委託契約であることから、履行体制の適正かつ確実性について評価を行う履行体制確認型提案評価方式により、申込のあった1社について評価及び選定を行ったものである。</p> <p>上記業者は、93%の総合点を獲得しており、特に、重点項目である「受入体制」及び「施設余力」については、通常期と繁忙期それぞれの体制整備や作業効率化への配慮がなされていることや、全域回収にも対応可能な処理能力を有することが評価され、いずれも90%以上の評価点を獲得している。</p> <p>また、上記業者は複数自治体における同種業務の受託実績を有していることから、ノウハウを活かした適正かつ確実な履行が期待できる。</p> <p>以上のことから、上記業者を相手方に指定した随意契約を締結する。</p>
その他 特記事項	根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)